

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル

所長 三浦 信
(原子力防災管理者)

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の施行に伴う運用について (報告)

標記については、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の一部改正 (以下「改正通報規則」という。) 及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の一部改正 (以下「改正業務計画命令」という。) が平成 29 年 10 月 30 日より施行されますが、原子力事業者防災業務計画修正 (以下「業務計画」という。) に係る協議中につき、法令遵守の観点から、下記のとおり運用を開始いたしますので御連絡申し上げます。

記

1. 改正通報規則及び改正業務計画命令による原子力防災業務実施の運用開始時期
平成 29 年 10 月 30 日 (月) 午前 0 時から
2. 対象となる原子力事業所
核燃料サイクル工学研究所
3. 施行日から業務計画届出までの間の運用方法
原子力災害対策指針に定める警戒事象及び改正通報規則に定める特定事象を踏まえた EAL、改正業務計画命令第 2 条第 2 項に係る事項について、添付資料のとおり修正協議中の業務計画に記載している対応を実施する。
4. 業務計画修正に係る対応状況
 - (1) 関係自治体等との修正協議状況
茨城県知事及び東海村長と、平成 29 年 10 月 27 日より修正協議を開始し、協議中である。
 - (2) 修正届出対応
関係自治体等との修正協議が完了し、修正届出に係る手続きが完了次第、速やかに届出書を提出する。

<添付資料>

核燃料サイクル工学研究所における原子力事業者防災業務計画修正の届出までの運用について

以 上

核燃料サイクル工学研究所における原子力事業者防災業務計画の
修正の届出までの運用について

目 次

1. 緊急時活動レベル（EAL）	
1) 原子力災害対策指針に基づく警戒事象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2) 原災法第10条第1項に基づく特定事象・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3) 原災法第15条第1項に関する緊急事態事象・・・・・・・・・・・・	13
4) 通報・連絡様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
2. 施設等の設置場所	
1) 緊急時対策所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
2) 原子力事業所災害対策支援拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
3) 原子力施設事態即応センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24

1. 緊急時活動レベル (EAL)

1) 原子力災害対策指針に基づく警戒事象

別表-2 (1) 警戒事象 (1 / 5)

原子力災害対策指針に基づく警戒事態の連絡基準

EAL区分	EAL番号	対象施設	EAL事象	説明*
放射線量・放射性物質放出	AL07	再処理施設	<p><臨界のおそれ></p> <p>再処理施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い場合。</p>	<p>核燃料物質の臨界安全管理状態が損なわれたことにより生ずる、臨界の発生の蓋然性が高い場合とは、臨界警報装置の警報が吹鳴した場合をいう。</p> <p>ただし、施設定期検査、施設定期自主検査及び訓練に伴い、臨界警報装置の警報を吹鳴させた場合を除く。</p>
冷やす	AL25	再処理施設	<p><全交流電源喪失>30分以上継続</p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続した場合。</p>	<p>外部電源からの電気の供給が停止し、ユーティリティ施設、中間開閉所、第二中間開閉所及びガラス固化技術管理棟の非常用発電機から、それぞれの施設における非常用母線へ電気の供給が30分以内にできない場合をいう。</p> <p>なお、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号）において求められる非常用発電機が30分以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、警戒事態の判断基準とはならない。</p>
	AL29	再処理施設	<p><蒸発乾固></p> <p>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能が喪失した状態において、溶液が沸騰した場合。</p>	<p>崩壊熱除去機能*が喪失するとは、高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽における崩壊熱除去機能が喪失した場合をいう。溶液が沸騰したとは、溶液の温度を計測し100℃以上である場合をいう。</p> <p>*廃止措置計画認可申請書において、当該事故対処設備が認可された場合に改めて選定する。</p>

※東海再処理施設のEALについては、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (1) 警戒事象 (2/5)

原子力災害対策指針に基づく警戒事態の連絡基準

EAL区分	EAL番号	対象施設	EAL事象	説明*
冷やす	AL30	再処理施設	<p><使用済燃料貯蔵槽の水位低下></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない場合、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない状態となった場合。</p>	<p>濃縮ウラン貯蔵プール及び予備貯蔵プールに設置している液位下限警報が発報し、既存の恒設設備により水を補給*してもプール水位が低下し続ける場合はプール水位を維持出来ないと判断する。</p> <p>*廃止措置計画認可申請書において、当該事故対処設備が認可された場合に改めて選定する。</p>
	AL44	再処理施設	<p><水素爆発又は有機溶媒等の火災・爆発></p> <p>安全機能（再処理事業指定基準規則第1条第3号に規定する安全機能をいう。）が喪失した状態において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがある場合。</p>	<p>安全機能*が喪失するとは、高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯蔵槽における水素掃気機能が喪失した場合をいう。</p> <p>[水素爆発]</p> <p>セル内において水素の爆発又は爆発が発生するおそれの基準に対し、セル内よりも早期に水素の爆発のおそれが生ずる状態に至る対象機器内の水素濃度を事象の判断の対象とし、安全機能*が喪失した状態が継続し、安全機能の喪失延べ時間が、対象機器内の水素濃度が爆発下限界(4%)に到達する時間が経過した場合とする。</p> <p>*廃止措置計画認可申請書において、当該事故対処設備が認可された場合に改めて選定する。</p>
閉じ込める	AL45			<p>[有機溶媒火災]</p> <p>有機溶媒による火災の発生とは、セル内において有機溶媒の漏えいが発生し、漏えいした有機溶媒の回収が完了する前に、対象セル内換気系に設置しているFDT（温度警報装置）が発報したことをもって有機溶媒火災と判断する。</p>

※東海再処理施設のEALについては、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (1) 警戒事象 (3/5)

原子力災害対策指針に基づく警戒事態の連絡基準

EAL区分	EAL番号	対象施設	EAL事象	説明*
閉じ込める	AL46	再処理施設		<p>[有機溶媒爆発]</p> <p>有機溶媒等の爆発とはTBP等の錯体の急激な分解反応のことをいう。</p> <p>有機溶媒の爆発の発生とは、TBP等の錯体の急激な分解反応の発生のおそれのある機器において液温若しくは加熱蒸気温度が135℃を超え、かつ当該機器の内部圧力がセルの圧力以上(正圧)となった場合をいう。</p>
その他の脅威	AL51	再処理施設	<p><制御室の環境悪化></p> <p>制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じた場合。</p>	<p>再処理施設の主要な制御室において、内的要因及び外的要因による放射線量の上昇等により、操作等が容易にできない等、安全な状態を確保できない場合に、制御室の環境悪化と判断する。</p>
	AL52	再処理施設	<p><通信設備の一部の機能喪失></p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失した場合。</p>	<p>「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、再処理施設内で何らかの異常が発生した場合において、①核燃料サイクル工学研究所内(主要な制御室と現場指揮所、現場指揮所と緊急時対策所)の通信機能、②核燃料サイクル工学研究所内から所外への通信機能のいずれかが、どれか1つの手段のみとなる場合をいう。</p> <p>「どれか1つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる電話回線、携帯電話、衛星回線等のうち、使用可能な通信手段が1種類のみとなる場合をいう。</p>

※東海再処理施設のEALについては、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (1) 警戒事象 (4/5)

原子力災害対策指針に基づく警戒事態の連絡基準

EAL 区分	EAL 番号	対象 施設	EAL事象	説明*
その他の脅威	AL53	再処理施設	<p><火災・爆発又は溢水の発生></p> <p>重要区域において、火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</p>	<p>重要区域とは高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽に係る崩壊熱除去機能及び水素掃気機能を有する機器を設置する区域とする。</p> <p>「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある」とは、火災又は溢水により、高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽に係る崩壊熱除去機能及び水素掃気機能*に支障が生じ、多重化されている系統が1系統のみとなった場合に判断する。</p> <p>「安全機能を有する構築物、系統又は機器一覧」を別表-2(4)に示す。</p> <p>「火災」とは、再処理施設の敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が発火することをいう。</p> <p>「溢水」とは、再処理事業所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。</p> <p>*廃止措置計画認可申請書において、性能維持施設の詳細が認可された場合に改めて選定する。また、同様に「重要区域」についても改めて選定する。</p>

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (1) 警戒事象 (5 / 5)

原子力災害対策指針に基づく警戒事態の連絡基準

EAL 区分	EAL 番号	対象 施設	EAL事象	説明※
その他の脅威	—	共通	<p><地震、津波及びその他再処理施設又は核燃料物質使用施設等以外に起因する事象による原子力施設への影響></p> <p>① 当該原子力事業者所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合</p> <p>② 当該原子力事業者所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>③ オンサイト総括が警戒を必要と認める再処理施設又は核燃料物質使用施設等の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>④ その他再処理施設又は核燃料物質使用施設等以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>① 茨城県東海村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合をいう。</p> <p>② 茨城県沿岸に大津波警報が発表された場合をいう。</p> <p>③ 同左</p> <p>④ 同左</p> <p>上記①から④の事象は、原子力事業者からの連絡は不要とする。</p>

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

1. 緊急時活動レベル (EAL)

2) 原災法第10条第1項に基づく特定事象

別表-2 (2) 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (1 / 7)

施設敷地緊急事態に該当する EAL

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	対象 施設	EAL事象	説明*
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令 第4条 第4項 第1号 規則 第4条	共通	<放射線量の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。	モニタリングポスト*及びモニタリングステーション*で $5\mu\text{Sv/h}$ (ガンマ線、中性子線の合計)に該当した場合($1\mu\text{Sv/h}$ 以上検出時点で可搬式測定器による中性子線量測定開始)。 なお、落雷の場合その他原子力規制委員会規則で定める場合を除く。 *原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備
	SE02	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	共通	<気体放射性物質の放出> 再処理施設又は核燃料物質使用施設等の通常経路から放出される排気筒その他これらに類する場所において、原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射性物質が検出された場合。	排気筒排気モニタ及びその他これらに類する排気モニタにおいて、規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた通報設定レベル(原子力事業所の区域の境界付近等に達した場合における放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する放射性物質濃度)を超える放出があった場合。 なお、各排気モニタの通報設定レベルは別途定める。
	SE03	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	共通	<液体放射性物質の放出> 再処理施設又は核燃料物質使用施設等の通常経路から放出される排水口において、原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射性物質が検出された場合。	海洋放出において、規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中の放射性物質濃度の50倍に相当する放出があった場合。 一回の海洋放出中に水中の放射性物質濃度による実効線量が $50\mu\text{Sv}$ となる値を検出した場合。

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (2) 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (2 / 7)

施設敷地緊急事態に該当する EAL

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	対象 施設	EAL 事象	説明*
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令 第 4 条 第 4 項 第 3 号 イ 規則 第 6 条 第 3 項 第 1 号 規則 第 6 条 第 4 項	共通	<p><火災・爆発等による管理区域外での放射線の検出></p> <p>再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部に設定された管理区域の外の場所において、原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量が検出された場合。</p>	<p>再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部において、火災・爆発、大量の放射性物質の漏えい等により、敷地内のモニタリングにおいて以下に該当した場合。</p> <p>管理区域の外で$50 \mu\text{Sv/h}$以上（10 分間継続）の放射線量を検出した場合。</p> <p>放射線量又は放射性物質濃度の測定が困難な場合において、管理区域の外で$50 \mu\text{Sv/h}$以上（10 分間継続）が検出される蓋然性が高い場合。</p>
	SE05	政令 第 4 条 第 4 項 第 3 号 ロ 規則 第 6 条 第 3 項 第 2 号 規則 第 6 条 第 4 項	共通	<p><火災・爆発等による管理区域外での放射性物質の検出></p> <p>再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部に設定された管理区域の外の場所において、原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射性物質が検出された場合。</p>	<p>再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部において、火災・爆発、大量の放射性物質の漏えい等により、敷地内のモニタリングにおいて以下に該当した場合。</p> <p>管理区域の外で規則第 6 条第 2 項に定められる放射性物質の種類に応じた濃度限度の 50 倍相当（放射能水準が$5 \mu\text{Sv/h}$相当）以上が検出された場合。</p> <p>放射線量又は放射性物質濃度の測定が困難な場合において、管理区域の外で濃度限度の 50 倍以上が検出される蓋然性が高い場合。</p>

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (2) 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (3 / 7)

施設敷地緊急事態に該当する EAL

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	対象 施設	EAL 事象	説明*
放射線量・放射性物質放出	SE06	政令 第 4 条 第 4 項 第 5 号	使用 施設	< 臨界のおそれ > 核燃料物質使用施設等の内部において、核燃料物質による臨界の蓋然性が高い状態が確認された場合。	核燃料物質を取扱う施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理等が損なわれ、臨界の蓋然性が高い状態。 核燃料物質使用施設等に設置した臨界警報装置の警報吹鳴及び当該施設の中性子線エリアモニタ又は中性子線用サーベイメータ等の指示値が通常と異なることを確認した場合に判断する。 臨界警報装置：対象施設 プルトニウム燃料第一開発施設 プルトニウム燃料第二開発施設 プルトニウム燃料第三開発施設 高レベル放射性物質研究施設
	SE07	政令 第 4 条 第 4 項 第 5 号 規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 リ (6)	再処理 施設	< 臨界の発生 > 再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達した場合。	臨界に達したか否かの確認は、臨界に関する警戒事象 (AL07) が発生し、該当する機器のセル近傍における中性子線エリアモニタ又は中性子線用サーベイメータ等の指示値が通常と異なることを確認した場合に判断する。 AL07判断後、直ちに中性子線エリアモニタ又は中性子線用サーベイメータ等の指示値を確認し、更に核燃料物質の管理状態等により、臨界の発生 (蓋然性) 及び発生場所を特定する。 なお、検出器の誤警報等、AL07 に伴い確認する中性子線エリアモニタ又は中性子線用サーベイメータ等の指示値について通常と異なる変動が確認できない場合は SE を発報しない。

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (2) 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (4 / 7)

施設敷地緊急事態に該当する EAL

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	対象 施設	EAL 事象	説明*
冷やす	SE30	政令 第 4 条 第 4 項 第 5 号 規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 リ (1)	再処理 施設	<使用済燃料貯蔵槽に関する 異常> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射 済燃料集合体の頂部から上方 2 メ ートルの水位まで低下すること。	濃縮ウラン貯蔵プール及び予備貯 蔵プールの水位が使用済燃料集合 体を貯蔵している燃料貯蔵バスケ ットの上部から上方 2 メートルの 水位に低下するおそれが生じた場 合。
閉じ込める	SE42	政令 第 4 条 第 4 項 第 5 号 規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 リ (5)	再処理 施設	<障壁の喪失（セルの閉じ込め機 能の異常）> セルから建屋内に放射性物質が 漏えいした場合。	AL29、AL44、AL45 及び AL46 に該当 する事象が発生した状態におい て、定置式モニタ等が上昇した場 合。
その他の脅威	SE51	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 リ (2)	再処理 施設	<制御室の使用不可> 制御室が使用できなくなる場 合。	再処理施設の主要な制御室におい て、内的要因及び外的要因による 放射線量の上昇等により原則退避 する場合をいう。

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設
状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (2) 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (5 / 7)

施設敷地緊急事態に該当する EAL

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	対象 施設	EAL 事象	説明*
その他の脅威	SE52	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 リ (3)	再処理 施設	<通信設備の全ての機能喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。	「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは、再処理施設内で何らかの異常が発生した場合において、①核燃料サイクル工学研究所内（主要な制御室と現場指揮所、現場指揮所と緊急時対策所）の通信機能、②核燃料サイクル工学研究所内から所外への通信機能のいずれかが、全て使用不能になる場合をいう。 「全て使用不能になる場合」とは、設備的に異なる電話回線、携帯電話、衛星回線等の全ての通信手段が使用できない場合をいう。
	SE53	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 リ (4)	再処理 施設	<火災、爆発又は溢水の発生> 火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失した場合。	安全機器等の機能の一部が喪失したと認知した場合に判断する。 安全機器等の機能の一部が喪失したと認知した場合は、火災・爆発又は溢水の発生によって、高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽に係る崩壊熱除去機能及び水素掃気機能を有する機器*が使用できなくなる状態をいう。 「安全機能を有する構築物、系統又は機器一覧」を別表-2(4)に示す。 *廃止措置計画認可申請書において、性能維持施設の詳細が認可された場合に改めて選定する。

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (2) 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (6 / 7)

施設敷地緊急事態に該当する EAL

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	対象 施設	EAL 事象	説明*
その他の脅威	SE55	政令 第 4 条 第 4 項 第 5 号 規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 リ (7) 規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 ヌ	共通	<その他再処理施設又は核燃料物質使用施設等以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他再処理施設又は核燃料物質使用施設等以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。	妨害破壊行為、竜巻等、再処理施設又は核燃料物質使用施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあると原子力防災管理者が判断した場合をいう。
事業所外運搬	XSE61	政令 第 4 条 第 4 項 第 4 号 省令 第 2 条 第 2 項	共通	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出された場合。	火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において 100 μ Sv/h 以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。 火災、爆発その他これに属する事象の状況のより、測定が困難な場合にあつて、その状況にかんがみ上記水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。 計測器等は放射線測定用サーベイメータ（ガンマ線、中性子線）。

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (2) 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (7 / 7)

施設敷地緊急事態に該当する EAL

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	対象 施設	EAL事象	説明*
	XSE 62	省令 第3条	共通	<p><事業所外運搬での放射性物質の漏えい></p> <p>容器の特性ごとに省令第3条で定める放射性物質の漏えいが発生した場合又は当該漏えいの蓋然性が高いとき</p>	<p>火災、爆発その他これらに類する事象により、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたとき又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>業所外運搬容器においてL型は適用除外とする。</p> <p>計測器等は表面汚染密度サーベイメータ（ベータ線、アルファ線）。</p>

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

本別表における法、政令、省令及び規則は次のとおり。

原災法 : 原子力災害対策特別措置法（平成11年法第156号）

政令 : 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令195号）

規則 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

省令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

1. 緊急時活動レベル (EAL)

3) 原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

別表-2 (3) 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (1/5)

全面緊急事態に該当する EAL

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	対象 施設	EAL事象	説明*
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第6条第3項第1号	共通	<p><放射線量の異常検出></p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>モニタリングポスト*及びモニタリングステーション*で$5\mu\text{Sv/h}$（ガンマ線、中性子線の合計）以上が2点以上又は10分間継続して検出された場合（$1\mu\text{Sv/h}$以上検出時点で可搬式測定器による中性子線量測定開始）。</p> <p>なお、落雷の場合その他原子力規制委員会規則で定める場合を除く。</p> <p>*原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備</p>
	GE02	政令第6条第4項第1号 規則第12条第1項第2項	共通	<p><気体放射性物質の異常放出></p> <p>再処理施設又は核燃料物質使用施設等の通常経路から放出される排気筒において、原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射性物質が検出された場合。</p>	<p>排気筒排気モニタにおいて、規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた緊急事態設定レベル（原子力事業所の区域の境界付近等に達した場合における放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当する放射性物質濃度を10分間継続）を超える放出があった場合</p> <p>なお、排気筒排気モニタの緊急事態設定レベルは別途定める。</p>
	GE03	政令第6条第4項第1号 規則第12条第1項第2項	共通	<p><液体放射性物質の異常放出></p> <p>再処理施設又は核燃料物質使用施設等の通常経路から放出される排水口において、原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射性物質が検出された場合。</p>	<p>核燃料物質使用施設等の海洋放出においては、規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中の放射性物質濃度の50倍に相当する放出（10分間継続）があった場合。</p> <p>再処理施設においては、一回の海洋放出中に水中の放射性物質濃度による実効線量が5mSvとなる値を検出した場合。</p>

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (3) 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (2 / 5)

全面緊急事態に該当する EAL

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	対象 施設	EAL 事象	説明*
放射線量・放射性物質放出	GE04	政令第 6 条第 3 項第 2 号	共通	<p><火災・爆発等による管理区域外での放射線の異常検出></p> <p>再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部に設定された管理区域の外の場合において、原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線が検出された場合。</p>	<p>再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部において、火災・爆発、大量の放射性物質の漏えい等により、敷地内のモニタリングにおいて以下に該当した場合。</p> <p>管理区域の外で5mSv/h以上（10分間継続）の放射線量を検出した場合。</p>
	GE05	<p>政令第 6 条第 4 項第 2 号</p> <p>規則第 13 条第 3 項</p>	共通	<p><火災・爆発等による管理区域外での放射性物質の異常検出></p> <p>再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部に設定された管理区域の外の場合において、原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射性物質が検出された場合。</p>	<p>再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部において、火災・爆発、大量の放射性物質の漏えい等により、敷地内のモニタリングにおいて以下に該当した場合。</p> <p>管理区域の外で規則第6条第2項に定められる放射性物質の種類に応じた濃度限度の5000倍相当（放射能水準が500 μSv/h相当）以上が検出された場合。</p> <p>放射性物質濃度の測定が困難な場合において、管理区域の外で濃度限度の5000倍以上が検出される蓋然性が高い場合。</p>
	GE06	政令第 6 条第 4 項第 3 号	使用施設	<p><臨界の継続></p> <p>核燃料物質使用施設等の内部において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。</p>	<p>核燃料物質が臨界（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>臨界の継続は、当該施設の中性子線エリアモニタ又は中性子線用サーベイメータ等の指示値が通常と異なることを確認（継続）した場合に判断する。</p>

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (3) 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (3 / 5)

全面緊急事態に該当する EAL

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	対象 施設	EAL 事象	説明*
放射線量・放射性物質放出	GE07	令第 6 条 第 4 項 第 3 号	再処理 施設	<p>< 臨界の継続 ></p> <p>再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。</p>	<p>臨界に関する施設敷地緊急事態（SE06）が発生し、拡大防止対策を実施した後、中性子線エリアモニタ又は中性子線用サーベイメータ等の指示値が通常と異なることを継続的に確認した場合に判断する。</p>
	冷やす	GE29	政令 第 6 条 第 4 項 第 4 号 規則 第 14 条 リ(1)	再処理 施設	<p>< 蒸発乾固の発生 ></p> <p>崩壊熱除去機能（再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 27 号第 35 条に規定する機能）を喪失した状態において、溶液の沸騰が継続し、揮発性の放射性物質が発生又は発生するおそれがある場合。</p>
		GE30	政令 第 6 条 第 4 項 第 4 号 規則 第 14 条 リ(2)	再処理 施設	<p>< 使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい異常 ></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。</p>

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (3) 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (4 / 5)

全面緊急事態に該当する EAL

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	対象 施設	EAL 事象	説明*
閉じ込める	GE42	政令第 6 条第 4 項第 4 号 規則第 14 条リ (3)	再処理施設	< 障壁の喪失 (セルの閉じ込め機能の喪失) > セルから建屋内に異常な水準の放射性物質が漏えいした場合。	セルの閉じ込め機能にかかる SE42 の状態となり、更に建屋内の放射線量が上昇し立入り困難となり、事故対処が実施困難となった場合をいう。
その他の脅威	GE55	政令第 6 条第 4 項第 4 号 規則第 14 条リ (4) 規則第 14 条ヌ	共通	< その他再処理施設又は核燃料物質使用施設等以外に起因する事象等による原子力施設への影響 > その他再処理施設又は核燃料物質使用施設等以外に起因する事象が施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内避難又は避難を開始する必要がある事象が発生すること。	妨害破壊行為、竜巻等、再処理施設又は核燃料物質使用施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあると原子力防災管理者が判断した場合をいう。
事業所外運搬	XGE61	政令第 6 条第 3 項第 3 号	共通	< 事業所外運搬での放射線量率の上昇 > 事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた場所において、10 mSv/h 以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出された場合。	火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた場所において 10mSv/h 以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。 火災、爆発その他これに属する事象の状況のより、測定が困難な場合にあつて、その状況にかんがみ上記水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。 計測器等は放射線測定用サーベイメータ (ガンマ線、中性子線)。

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (3) 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (5 / 5)

全面緊急事態に該当する EAL

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	対象 施設	EAL 事象	説明*
事業所外運搬	XGE 62	省令 第 4 条	共通	<p><事業所外運搬での放射性物質の漏えい></p> <p>容器の特性ごとに省令第 4 条で定める放射性物質の漏えいが発生した場合又は当該漏えいの蓋然性が高い場合。</p>	<p>火災、爆発その他これらに類する事象により、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたとき又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>業所外運搬容器において L 型は適用除外とする。</p> <p>計測器等は表面汚染密度サーベイメータ（ベータ線、アルファ線）、可搬型ダストサンプリング装置。</p>

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

本別表における法、政令、省令及び規則は次のとおり。

原災法 : 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法第 156 号）

政令 : 原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令 195 号）

規則 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号）

省令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する規則（平成 24 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）

1. 緊急時活動レベル (EAL)

4) 通報・連絡様式

様式7
(第 報)

警戒事態該当事象発生連絡

年 月 日

原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名

連絡先

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の 名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33
警戒事態該当事象の 発生箇所	
警戒事態該当事象の 発生時刻	(24時間表示)
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、 検出された放射性物質の状況 又は 主な施設・設備の状態等
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

年 月 日

原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿

**警戒事態該当事象
発生後の経過連絡**

連絡者名

連絡先

警戒事態該当事象発生後の経過について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の 名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 3 3
警戒事態該当事象の 発生箇所 (注1)	
警戒事態該当事象の 発生時刻 (注1)	(2 4 時間表示)
警戒事態該当事象の 種類 (注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 現地対策本部等の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿

第 1 0 条 通 報

- 第10条事象発生
- 第15条事象発生

- 電離放射線障害防止規則第7条の2
第2項各号に掲げる場合に該当

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 3 3
特 定 事 象 の 発 生 箇 所		
特 定 事 象 の 発 生 時 刻		(2 4 時 間 表 示)
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	特 定 事 象 の 種 類	
	想 定 さ れ る 原 因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	
そ の 他 特 定 事 象 の 把 握 に 参 考 と な る 情 報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

特定事象発生通報

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 1 0 条 通 報

- 第10条事象発生
- 第15条事象発生

- 電離放射線障害防止規則第7条の2
第2項各号に掲げる場合に該当

通報者名

連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条
第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 3 3
特 定 事 象 の 発 生 箇 所		
特 定 事 象 の 発 生 時 刻		(2 4 時 間 表 示)
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	特 定 事 象 の 種 類	
	想 定 さ れ る 原 因	
	検出された放射線量の状 況、検出された放射性物質 の状況又は主な施設・設備 の状態等	
そ の 他 特 定 事 象 の 把 握 に 参 考 と な る 情 報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

応急措置の概要

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、
応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の 名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 3 3
特定事象の 発生箇所 (注1)	
特定事象の 発生時刻 (注1)	(2 4 時間表示)
特定事象の 種類 (注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について
発生時刻順に記載する。

(注3) 現地対策本部等の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、
応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の 名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 3 3
特定事象の 発生箇所 (注1)	
特定事象の 発生時刻 (注1)	(2 4 時間表示)
特定事象の 種類 (注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について
発生時刻順に記載する。

(注3) 現地対策本部等の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2. 施設等の設置場所

1) 緊急時対策所

- ・核燃料サイクル工学研究所内

2) 原子力事業所災害対策支援拠点

- ・原子力機構原子力科学研究所
- ・原子力機構大洗研究開発センター

3) 原子力施設事態即応センター

- ・原子力機構本部内